

## ETF等の呼値の単位の適正化に係る運用等の取扱いについて

### 1. 売買単位が1口のETF等に適用する呼値の単位の運用の取扱いについて

#### (1) 呼値の単位の決定方法

現在、当取引所では、ETF等(ETF、ETN及びレバレッジ商品をいいます。以下同じです。)について原則としてすべての銘柄にTOPIX500構成銘柄に適用される呼値の単位(以下、TOPIX500呼値テーブル)を適用し、売買単位が1口のETF等については、終値等が5,000円以下となった場合、原則として、その2営業日後の日からTOPIX500構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位(以下、その他呼値テーブル)を適用しています。

今後は、売買単位が1口のETF等について、専用の呼値の単位(以下、ETF等(1口)呼値テーブル)を適用します。なお、売買単位が10口以上のETF等については、引き続きTOPIX500呼値テーブルを適用します。

#### (2) 呼値の単位を変更する場合の通知方法

売買単位の変更等により呼値の単位を変更する銘柄が発生した場合は、変更を適用する2営業日前までに、Target及びJPXウェブサイト(マーケットニュース)で公表します。

また、取引参加者における問合せ参照機能および相場報道システム利用者の銘柄情報については、TOPIX500構成銘柄の入替え時の配信方法と同様に、前営業日における翌日情報および適用日の当日情報として変更後の情報が取得可能となります。

#### (3) 制限値幅の下限拡大の取扱い

重複上場外国銘柄を除くETF等については、ストップ高(安)で大引けを迎えた場合、翌営業日から制限値幅の上限(下限)を4倍に拡大することとしています。

現在、売買単位が1口のETF等で、TOPIX500呼値テーブルを適用している銘柄については、原則として、値幅の下限拡大の対象外としていますが、今後は売買単位が1口のETF等についても値幅の下限拡大の対象とします。

### 2. 新規上場銘柄の取扱いについて

新規上場銘柄についても、売買単位が10口以上のETF等については、TOPIX500呼値テーブルを適用し、売買単位が1口のETF等については、ETF等(1口)呼値テーブルを適用します。

### 3. 制度見直し時の移行について

本見直しは2025年5月7日より適用することとしておりますが、同日に適用される呼値の単位が変更されるETF等については、その5営業日前にTarget及びJPXウェブサイト(マーケットニュース)にて公表します。

以上

参考：ETF等に適用される呼値テーブル

株 価					呼値の単位	
					TOPIX500構成銘柄 (TOPIX100及びTOPIX Mid400構成銘柄)※	<u>売買単位が1口のETF等</u>
1円	～	1,000円	以下		0.1円	1円
1,000円	超	3,000円	〃		0.5円	
3,000円	〃	10,000円	〃		1円	
10,000円	〃	30,000円	〃		5円	5円
30,000円	〃	100,000円	〃		10円	10円
100,000円	〃	300,000円	〃		50円	50円
300,000円	〃	1,000,000円	〃		100円	100円
1,000,000円	〃	3,000,000円	〃		500円	500円
3,000,000円	〃	10,000,000円	〃		1,000円	1,000円
10,000,000円	〃	30,000,000円	〃		5,000円	5,000円
30,000,000円	〃	～			10,000円	10,000円

※売買単位が10口以上のETF等にも適用します。

以 上